

令和6年第9回

駒ヶ根市農業委員会

総会議録

令和6年9月26日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所南庁舎2階 大会議室

○ 出席した委員 (17名)

1番 森 武雄	8番 滝沢 久美子	15番 堀澤 務
2番 中嶋 隆	9番 小松原 博	16番 伊藤 宏美
3番 木下 亜紀	10番 塩木 操	17番 河上 邦和
4番 小松原 ひとみ	11番 上田 佳子	18番 吉瀬 久司
5番 倉田 益式	12番 春日 知也	19番 氷賀澤 道雄
6番 小松 伸治	13番 北澤 満	
7番 田村 晴男	14番 宮澤 秀一	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (4名)

20番 小平 裕一	22番 小池 政幸	24番 菅沼 佳彦
21番 小原 正隆	23番 山崎 幸夫	25番 白川 真武

○ 欠席した委員 (4名)

11番 上田 佳子	21番 小原 正隆
18番 吉瀬 久司	22番 小池 政幸

○ 事務局職員出席者

事務局長 入谷 吉博
次 長 山本 孝浩
主 任 竹村 直人

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第47号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第49号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)

議案第50号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)

議案第51号 農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの判断について

報告事項 農地法第4条第1項第9号の規定による転用通知について

駒ヶ根市農業委員会総会規則第15条の規定によりここに署名する。

会長

議事録署名人 9番 (小松原)

議事録署名人 10番 (塩木)

開会 令和6年9月26日 午後2時56分
局長 (入谷 吉博君)
皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)
定刻となりましたので、ただいまから令和6年第9回農業委員会総会及び協議会を開会させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。
それでは、まず初めに氣賀澤会長から御挨拶をお願いいたします。
会長 (氣賀澤 道雄君)
改めまして、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)
今日は暑いですけれども、最近、朝晩は涼しくなりまして、秋の作業も大分進んでいるような状況です。
そんな状況ですけれども、能登半島のほうでは大雨が降って、地震に続いてまた非常に甚大な被害が出ていると報道されています。こちらのほうで言う「おやげない」という言葉では済ませられないような、非常に何とも言えない気持ちになります。何もできませんけれども、とにかく何らかの形で気持ちだけでも応援したいなど感じております。
また、皆さんには、8月28日の農地パトロールに参加いただきましてありがとうございました。暑い中でやりましたけれども、何といいますか、去年とそんなには変わっていないんじゃないのかという感じしておりますけれども、5年後にどうなっているかって思いますと、ちょっと不安になるような状況でした。さんのところはどうだったでしょうか。
それから、9月3日の認定農業者の会には、お忙しい中、参加していただきましてありがとうございました。ちょっと重い議題でありましたし、また認定農業者の方も関係する方と関係しない方と2つに分かれたというところもありまして、ちょっと事前の打合せが少なくて議事のほうもうまく進みませんでしたので、その点はおわびしたいとおもいます。
また、2件発表していただきました山崎推進委員と北澤委員さんには、どうもありがとうございました。
また、春日委員も、認定農業者の副会長ですかね、なかなか意見が出なくて苦労されたと思います。私も司会をやっていて苦労した思いがあります。
認定農業者と農業委員会で集まることはいいと思うんですけども、その後の懇親会を見ましても多くの方が帰られちゃったりしていますんで、そこら辺も考えますと、やはり最初の審議のところをちょっと充実させないと意味がなくなってくるのかなというような気もしております。そこら辺は来年に向けての課題として進めていきたいと思いますので、皆さんの御協力をお願いしたいと思います。

局長 以上で挨拶とさせていただきます。

(入谷 吉博君)

大変ありがとうございました。

それでは、会議前の一言と農業委員会憲章の朗読でございます。今回は順番で 14 番 宮澤秀一委員さんにお願いしたいと思います。

14 番 (宮澤 秀一君)

改めまして、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

実は、9月15日に大御食神社の祭典がありまして、下平区が年番でした。幾人かいる総代の中で、私に司祭部を担当しろということでしたのでやったわけですが、若い頃はお祭りにあまり参加していなかったもんですから、前回の資料を見ますと、「おんべ」って何だ、「おこしつき」って何だ、「えこうびん」って何だと、もう全てが分からぬもんですから非常に悩みました。

そして、もたもたしておると注文するもんを忘れちゃうんじやないかと思いまして、もう前回買っているものはとにかく全部買ったというわけです。後で考えてみれば、針金は余るし、玉縄は余るし、草履は合わなんで返されちゃうしみたいなことで、いろんなことがありました。

今は終わってほっとしております。もうお祭りの役員はしないぞという気持ちで、次回のお祭りはとにかく楽しもうというふうに思っております。

以上です。

それでは駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕(一同起立)

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕(一同着席)

局長 (入谷 吉博君)

大変ありがとうございました。

それでは、以降の議事進行につきましては氣賀澤会長にお願いしたいと思います。

会長 (氣賀澤 道雄君)

これより令和6年9月2日付、告示第号をもって招集した令和6年第9回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

農業委員定数 19名、ただいまの出席委員数 17名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

11番 上田佳子委員、18番 吉瀬久司委員、21番 小原正隆推進委員及び
22番 小池政幸推進委員より欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付しております日程に従い会議を進行させていただきます。

主 任

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は総会規則第15条第2項の規定により議長において9番 小松原博委員、10番 塩木操委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(竹村 直人君)

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計4件でございます。まず1件目でございますが、場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

3-1で表示した場所になります。

北割1区、[REDACTED]の西8筆、計2,422m²になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人はこれまで草刈り等の管理を行ってきた当地を取得したい、譲渡人は体調不良による耕作ができなくなったため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続いて2件目でございます。

場所につきましては2ページ右側を御覧ください。

3-2で表示した場所になります。

町2区、[REDACTED]の東1筆148m²になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は以前借りて耕作していた当地を取得したい、譲渡人は高齢となり農地の管理が困難となったため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続いて3件目でございます。

場所につきましては3ページ左側を御覧ください。

3-3で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の東1筆323m²になります。

1ページにお戻りください。
契約内容でございますが、売買。
理由でございますが、譲受人は市の空き家バンクに登録されている住宅へ移住するに当たり住宅敷地と隣接する当地を耕作するため取得したい、譲渡人は現在県外に在住しており農地の管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

続いて4件目でございます。

場所につきましては3ページ右側を御覧ください。

3-4で表示した場所になります。

東伊那区、[REDACTED]の西9筆、計4,489m²になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は以前より借りて耕作している当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

以上4件につきまして御審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは地元委員の補足説明をお願いいたします。

2番 (中嶋 隆君)

1番ですけど、9月5日に現地確認を行いました。

現地は譲渡人が1年か2年前に取得した農地ですけど、その後、体調不良ということで草ぼうぼうという状態だった場所です。非常に気になっていた場所ですが、話が決まってからは譲受人がしっかり草刈りをされていてきれいになっていますんで、申請は適正と判断いたします。

6番 (小松 伸治君)

2番については、小池委員と一緒に現地確認をしました。

譲受人の[REDACTED]が以前から借りて耕作していた土地でありますて、譲渡人が高齢で管理困難ということで譲受人に売るということでありまして、既に農地として耕作していた土地を買って耕作するということで、問題はないというふうに判断します。

7番 (田村 晴男君)

3番ですけれども、北澤委員に同行いただきまして現地を確認いたしました。

この土地につきましては、今まで違う方に貸して耕作してもらっておったわけですけど、その方も大変きれいに耕作されておりまして、今回は借手が申

請人に変わることで、きれいに片づけもできておりまして、これなら順調に耕作できるかなというふうに見てまいりました。

以上です。

8 番 (滝沢 久美子君)

4番ですけれども、譲渡人は女性お一人ですので耕作できない状態でいたところ、地図の真ん中辺に家があるんですけども、譲受人の [REDACTED] がその家を含めて周りの農地を全部取得され、今、奥さんは新規就農者として活躍されていて、旦那さんもこちらに引っ越して見えて2人で農業を頑張るそうですで、問題ないと思います。

それで、主に [REDACTED] とかを栽培する予定なんですが、消毒のためのネットとかを張ったりして対処するとおっしゃっておりましたので、周りの方とも話合いができるているようですので、問題ないと思います。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

12番 (春日 知也君)

事務局に表の中の数字について質問なんですが、1番と4番って、1番のところに各地番の横に面積が書いてあって、その列の一番下に「2,422」となっているんですけど、これはざっと見ただけでも $3,000\text{ m}^2$ はあって、計算すると $3,622\text{ m}^2$ なんで、記載されている数字と合わないです。

それと同じことが4番でもあって、一番上に「3,595」とあるから、9筆分足して $4,489\text{ m}^2$ ではなくて、これもざっと見ると $5,900\text{ m}^2$ くらいにはなるかと思うんです。

主任 (竹村 直人君)

すみません。こちらは記載のミスとなっておりまして、春日委員に御指摘いただいたとおり、1番の面積につきましては $3,622\text{ m}^2$ 、4番の面積につきましては $5,917\text{ m}^2$ が正しい数字となっております。訂正をお願いいたします。

12番 (春日 知也君)

それは単純な計算ミスですか。

主任 (竹村 直人君)

はい。そうです。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)
それでは議案第46号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第47号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主任 (竹村 直人君)
それでは議案書4ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては5ページ左側を御覧ください。

計画変更5-1で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の東1筆41m²になります。

4ページにお戻りください。

当初計画でございますが、建て売り住宅。

内容でございますが、当初計画では隣地に当たる土地とともに住宅用地とする転用許可を得ていたが、住宅を建築した後、当初計画者の体調不良により市外へ転居することとなつたため、これまで事業が完遂されずにいた、今回、新たに申請地へ別の住宅を建築することとなつたため事業計画者を変更したいというものでございます。

現在、計画変更5-1で色塗りさせていただいている土地の上に[REDACTED]と書かれた住宅があるかと思いますが、こちらが当初計画で建てた住宅になります。

当初計画には今回の計画地が含まれていましたが、計画変更として提案させていただいている土地については現在まで事業が完遂されずにいたということになります。

承継計画につきましては、住宅を建築する敷地の一部として使用するというものでございます。

同日、5条の転用申請がありましたので、こちらについては後ほど御説明をさせていただきます。

以上1件につきまして御審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)
ありがとうございます。
それでは地元委員の補足説明をお願いします。

1番 (森 武雄君)
すみません。この部分のことについては、木下委員のほうは事業計画者から聞いていないということです。

2番 (中嶋 隆君)
計画変更って農業委員のところには来ないんじゃないですか。

1番 (森 武雄君)
計画変更があって5条申請もあったものが前にも何かあったね。

2番 (中嶋 隆君)
こっちの5条申請の出てきているのとはちょっと違う……。

主任 (竹村 直人君)
そうしましたら、計画変更についての御説明という部分については、事業者のほうからまた再度行っていただくように私のほうから連絡させていただくようにしたいと思います。

事業計画については、この後の第5条の審議の中でも御説明をさせていただければと思いますが……

会長 (氣賀澤 道雄君)
事業計画の変更は農業委員の承認がなくてもできるのですか。
今までの場合は、計画変更の審議が終わってから第5条の転用の審議をするようになっていましたが、今回は計画変更の審議をやらずに、そのまま第5条の審議に入ってしまっていいですか。手続的にそれで問題がなければいいですけれども……。

2番 (中嶋 隆君)
計画変更は意見書が必要ですか。

主任 (竹村 直人君)
意見書は、農地法としては必要ではないです。

2番 (中嶋 隆君)
必要ではない。ということは、言われなくとも問題ない……

主任 (竹村 直人君)
だから、そのことも含めて農業委員に説明してくださいと事業者さんの方に私から伝えてあったので、そこがされていないとなると……

会長 (氣賀澤 道雄君)
それでは整理しますけど、今回、議案第47号の議論はできないということですか。

結論を出してもらわないと会議が進まないんですけれども。

主任 (竹村 直人君)
本議案については、再度、また次の委員会に議題として上げさせていただくようにいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、議案第47号については、今回は審議を行いません。次回に回します。

それでは、議案第48号に移りたいと思います。

議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主任 (竹村 直人君)
それでは議案書6ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計6件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては8ページ左側を御覧ください。

5-1で表示した場所になります。

上穂町区、[REDACTED]の西1筆 566 m²になります。

6ページにお戻りください。

契約内容でございますが、賃貸借。

理由でございますが、借受人は、[REDACTED]の経営会社であり、店舗建て替えるため現店舗の近隣にある当地を使用したい、貸付人は農業経営規模を縮小したいため借受人の要請に応じるというものでございます。

農地法等でございますが、農振地域外となっております。

農地区分につきましては3種、用途地域となっております。

続いて2件目でございます。

場所につきましては8ページ右側を御覧ください。

5-2で表示した場所になります。

町3区、[REDACTED]の北1筆 392 m²になります。

6ページにお戻りください。

契約内容でございますが、使用貸借。

理由でございますが、借受人は現在借家住まいであるが子どもの成長とともに手狭になったため申請地に住宅を建築したい、貸付人は高齢であり農地の管理も困難であるため借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農用地区域外となっております。

農地区分につきましては3種、用途地域となっております。

続いて3件目でございます。

場所につきましては9ページ左側を御覧ください。

5-3で表示した場所になります。

下平区、[REDACTED]の西1筆7,426m²のうちの5,443.55m²になります。

6ページにお戻りください。

契約内容でございますが、賃貸借。

理由でございますが、借受人は砂利を採取するため一時的に当地を使用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農用地区域内となっております。一時に転用する場合につきましては農用地区域内の土地であっても転用できるというものになっておりまして、今回は1年6か月の一時的な転用となっており、使用後には原状復帰することが必須となっております。

続いて4件目でございます。

場所につきましては9ページ右側を御覧ください。

5-4で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の東2筆、計350m²になります。

6ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は市内へ移住するに当たり住宅と隣接する当地を私道及び駐車場として使用するため追認手続を取りたい、譲渡人は現在市外に居住しており土地の管理も難しいため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農用地区域内となっております。

農地区分につきましては消極的2種。

許可基準としては非代替性で見ております。

続いて5件目でございます。

場所につきましては10ページ左側を御覧ください。

5-5で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の東1筆1,316m²になります。

6ページにお戻りください。

契約内容でございますが、賃貸借。

理由でございますが、借受人は現在市内で建設業を営んでいるが既存の敷地だけではダンプを置く場所が足りなくなつたことから駐車場として使用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農用地区域外となっております。

農地区分につきましては1種、土地改。

許可基準としては集落接続で見ております。

7ページをお開きください。

続いて6件目でございます。

こちらにつきましては、先ほど計画変更で説明させていただいた案件になりますので、今回は審議いただかないこととなりましたので御了承ください。

以上5件につきまして審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長

(氣賀澤道雄君)

ありがとうございました。

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

5番

(倉田益式君)

それでは説明いたします。

1番ですが、9月10日の週に中嶋委員と現地確認を行いました。

8ページの位置図を御覧いただければと思います。

「5-1」と書いてある上に[REDACTED]という名前があります。そのまた上に[REDACTED]と書いてあるのが確認できると思いますが、この[REDACTED]が5-1の黒塗り部分に移転するということです。

それで、農地法関係では5-1の部分だけなんですけれども、[REDACTED]が移転して店舗として確保する部分としては、5-1の部分と、縦道を挟んで右側に[REDACTED]という名前があるんですが、その南側に道がありまして、この道から縦道を隔てて左側に行ったあたりまで、黒塗りの部分から今言った[REDACTED]の前の道を挟んで左側の部分、ここの一休開発になります。今回、農地に関してはこの部分だけなんですが、その4倍から5倍近い面積の開発になります。

それで、今回の開発計画には地主が3者おります。それから、「5-1」と数字が入っている部分については、今は[REDACTED]として[REDACTED]が借りている場所です。ですから、地主としたら3者で、プラス[REDACTED]が入ってきて、3者プラス[REDACTED]に関わる開発事業になります。

それで、農地としては特に問題ないと意見書には書いて出しました。

しかし、結局、もう 40 年ぐらい前からの ■ の都市開発に絡んでの話なんですが、通常、家を建てるときには道のセンターから 2m セットバックしなければいけないんですが、そういう措置がないままにどんどんどんどん家が建てられて、今は 3m の道として利用されています。

そこに今回の案件が出てきましたので、その線引き、どこまでどういうふうに処理していくかっていうところは、■としてはタッチしないということで、何回も掛け合ったんですが、もう全然話にならないんで、■と業者とコンサルと、あとは地主を含めて、今調整を図っています。

農業委員としてはそこまでの権限はないんですが、地元なんで、今は調整中です。農地としては問題ありません。

以上です。

6 番 (小松 伸治君)

2 番ですが、飯坂 1 丁目ってということで、■ の西側です。

それで、ここは田んぼを作っていたんですけど、おやじさんが高齢だということと、また子どもさんが借家住まいだったので住宅地にしたいということであります。

それで、御覧いただいたように、■ の周辺ですので、少し北側には農地がありますが、他の農地への支障は全くないということでございますので、申請どおりで問題ないと判断しました。

小松原委員と現地調査をしてきました。

以上です。

14 番 (宮澤 秀一君)

3 番ですが、7 月 31 日に山崎推進委員さんと現地を確認いたしております。

借受人は砂利採取に関する事業を以前から行っておりまして、今までの実績から他の農地への影響はない判断いたしました。

なお、確認のため、他の農地及び農業用施設へ影響がないよう十分注意いただきたい旨をお願いしております。

以上です。

7 番 (田村 晴男君)

4 番と 5 番を続けてお願いをいたします。

先ほど農地の貸し借りのところで 1 点ほど述べられておりましたけれども、空き家バンクで農地付住宅を買ったという形です。

地目が台帳では田畠になっており、現況では宅地になっており、施設には私道と駐車場と書いてあるんですけども、実は、40 年ほど前に家を建てたとき

に田畠を潰して、もう勝手に駐車場と私道にしちゃったという形ですっときておりまして、このたび空き家バンクに登録する前、相続するときには気がついておったんですけども、まだ手続を取ってなくて、今回、ここで改めて農地ではなく手続を取るということで、顛末書も出ておりまして、本人はちゃんとやっておくべきだったと反省をされております。

通路も駐車場もコンクリートでしっかり固めちゃってありますので、元に戻すことはできないというふうに判断をしております。

それから、5番つきましては、貸付人が [REDACTED] で、借受人が [REDACTED] [REDACTED] となっております。これは [REDACTED] が経営する会社でございまして、[REDACTED] ということで [REDACTED] ほど持っておりますし、その駐車場ということで、自分の農地を提供して駐車場にして貸し付けるという形でやっていきたいという形でございます。

隣接する農地所有者の方の承諾も得ておりますし、排水の対策の関係もきちんとできておるようでございましたので、問題ないということで判断いたしました。

以上です。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

今回は6番の審議を行わないということですので、1番から5番につきまして質疑、意見がございましたらお願ひします。

2番 (中嶋 隆君)

5番ですけど、駐車場にするのに許可基準で集落接続って何か腑に落ちないんですが、何でもつけりやいいつつうもんじやねえような気がするんだけど、違いますか。

主任 (竹村 直人君)

一応、許可基準の中で宅地化がある程度進んできている土地についての許可ということになりますし、今回の申請地の周辺は宅地が連担している土地になりますので集落接続に該当してくるというものになります。

2番 (中嶋 隆君)

普通のイメージだと [REDACTED] の駐車場が集落接続って何か変な気がするけど、そんなことはないんですか。

主任 (竹村 直人君)

申請目的も土地の周辺の農地の部分での農地基準の許可になっていくので、今回の集落接続はどうしても当てはまってしまうことになります。

2 番 (中嶋 隆君)
そう……。何か無理してつけなんでもいいよっていう……。

会長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにありますかでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、議案第 48 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 48 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 49 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主任 (竹村 直人君)
それでは議案書 11 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせていただきます。

まず公告年月日でございますが、令和 6 年 9 月 30 日でございます。

期間終期別の細目につきましては御覧をいただきまして、田 5,478 m²、合計で 5,478 m²でございます。

貸手が 2、借手が 2 でございます。

(2) 番と (3) 番の表につきましてはお目通しいただき、12 ページに詳細が載っておりますので御確認をお願いいたします。

以上、御審議をお願いいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)
ありがとうございました。

地元委員で何か補足説明がありましたらお願ひいたします。

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 49 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 49 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 50 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主任 (竹村 直人君)
議案書 13 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を御説明し、御提案とさせていただきます。

農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

公告年月日でございますが、令和 6 年 9 月 30 日でございます。

期間の終期でございますが、5 年が田 7,545 m²、10 年が田 1 万 916 m²、合計で 1 万 8,461 m²でございます。

貸手が 5、借手は長野県農業開発公社のため 1 となります。

14 ページ～15 ページが利用権設定の明細となっております。

5 名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で 11 筆を貸し付けるということになっております。

長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある扱い手へ記載の内容で貸付予定でございます。

権利の種類につきましてはそれぞれ御覧ください。

以上について御審議をお願いいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)
ありがとうございました。

地元委員で何か補足説明がありましたらお願ひいたします。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)
それでは議案第 50 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 50 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）は、これを原案どおり可決することに決定いた

しました。

議案第 51 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による「農地」に該当するか否かの判断について

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主任

(竹村 直人君)

それでは議案書 16 ページをお開きください。

農地法第 2 条第 1 項の規定による「農地」に該当するか否かの判断について御説明し、御提案とさせていただきます。

これにつきましては、農地として復元したとしても継続して耕作が見込めない対象地を農地法第 2 条第 1 項の規定によって農業委員会の議決で農地に該当しないと御判断をいただくものでございます。

今回、3 条転用として申請のあった土地に現況が山林化された土地が含まれていたため、本総会にて審議をいただければと思います。

場所につきましては 17 ページ左側を御覧ください。

2-1 で表示した場所になります。

先ほど御説明させていただきました中沢地区の空き家バンクに登録のあつた土地の隣接地でございまして、2 筆、計 403 m² であります。

16 ページにお戻りください。

内容でございますが、当初は譲渡人が所有する農地について 3 条転用の申請により所有権の移転を行いたいとの内容でございましたが、議案書に記載した担当委員と事務局において現地を確認した結果、現況が山林化していることから、農地としての使用及び原状回復が難しいと判断をいたしました。

以上 2 件につきまして御審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長

(氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

地元委員の補足説明がありましたらお願ひいたします。

7 番

(田村 晴男君)

先ほどの [REDACTED] のところの売り買いで北澤委員さんと一緒に現地を見ておったんですけども、たまたま、たしかこの下に田んぼがあったという発言がありまして、ちょっと見てみるかと言ってのぞいたら物すごいアレチウリの茂みが目に入ってまいりまして、田んぼなんかどこなんだっていう感じで、あのアレチウリのところがそうだというようなことで、びっしりとアレチウリが繁茂しておりました。

この責任をその方に負わせるのはとても酷な話だというふうに考えており

会長 まして、これは農地として認められないということで見てまいりました。
(氣賀澤 道雄君)
ありがとうございます。
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 議案第 51 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 御異議なしと認めます。よって、議案第 51 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による「農地」に該当するか否かの判断については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

主 任 それでは、次の報告事項をお願いいたします。
(竹村 直人君)
それでは議案書 18 ページを御覧ください。
こちらは報告事項になりますが、農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による届出がありましたので御報告をさせていただきます。
東伊那区栗林の 1 件でございます。
内容でございますが、既存の農業用倉庫が老築化したため新たな農業用倉庫を設置したいというものです。
場所につきましては 19 ページの左側を御覧ください。
報告事項一 1 で表示した場所になります。
以上 1 件につきまして御報告いたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)
ありがとうございます。
それでは、これは報告事項になりますので、委員の皆さんには御承知おき願います。
以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。
これにて令和 6 年第 9 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

閉 会 午後 3 時 45 分